

不動産関係団体 御中

経済産業省商務情報政策局情報産業課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

小売業者における特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り等について

今般、賃貸管理物件の販売に付随して特定家庭用機器（いわゆる「家電 4 品目」）の小売販売を行う、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当する事業者の一部が、排出者から特定家庭用機器廃棄物の引き取りを行っていないことが判明し、家電リサイクル法第 16 条第 1 項の規定に基づく勧告を行いました。

経済産業省及び環境省においては、今後も引き続き家電リサイクル法の周知並びに規定に則して立入検査を実施する所存ですが、貴会におかれましては、下記事項の徹底について貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

記

1. 特定家庭用機器廃棄物の適正な引取りについて

家電リサイクル法の対象となる家電 4 品目は、家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機です。当該製品を賃貸住宅オーナー等に向けて販売している場合は、家電リサイクル法上の小売業者に該当します。

小売業者は、家電リサイクル法第 9 条の規定に基づき、「自らが過去に販売した家電 4 品目」又は「買換えの際に引き取りを求められた家電 4 品目」について排出者から引き取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければなりません。

2. 特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しについて

排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家電リサイクル法第 10 条に基づき製造業者等（指定引取場所）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければなりません。

なお、「特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合」とは、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれらを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」や「スクラップ業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

3. 特定家庭用機器廃棄物管理票の管理について

家電リサイクル法上の小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家電リサイクル法第43条に基づき特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）に必要な事項を記載し、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければなりません。